

議案第四九号

損失補償契約の締結に関する予算外義務負担について

福山土地改良区の土地改良事業資金に関する農林漁業金融公庫および農林中央金庫との損失補償契約を別記条件に基いて締結するものとする。

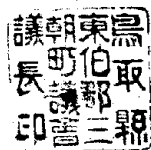
昭和三十八年四月二十三日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和三十八年四月二十三日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町は福山警察組合が農林漁業金融公庫より別紙農林漁業
資金借用証書（公庫所定様式）により農林漁業資金を借り受けたことについて、また福山警察組合が農林中央金庫に対し
債務保証委託証書（金庫所定様式）により右借入についての
債務保証を委託したことについて、農林漁業金融公庫または農林
中央金庫に損失を与えたときは、三朝町は左の条件によりその損失
を補償するものとする。

一 損失補償の額

農林漁業金融公庫の損失額

農林漁業金融公庫の定める最終償還期限（農林漁業資
金借用証書特約条項第一条に定める公庫の指定する期日また
は最終償還期限の変更があった場合はその変更の期日とする。）
到来後、~~毎月~~月の期間満了の日（以下「損失確定日」という）にお
いて公庫が弁済をうけていない元利金合計額及び遅延利息
に相当する金額

農林中央金庫の損失額

農林中央金庫が農林漁業金融公庫との間に締結した業務委託契約に基き、~~損失額~~に代つて公庫に支払った代位弁済額のうち損失確定日において金庫が弁済を受けていない代位弁済金額及び遅延利息に相当する金額

二 三期町は 前二号で云う償還期限到来後 ~~十日~~ 月を経過し

した後公庫及び金庫に補償を履行する
また上記補償をするにつき損失確定日の翌五日から補償の履行の日まで日歩三銭の割合による遅延利息を支払うものとする。

三 主たる借入条件

- 一 借入金額 金 ~~1,000,000~~ 円也
- 一 利率 年々分五厘
- 一 償還期限 昭和四年一月五日
- 一 元金の償還及び利息の支払方法並びに時期
償還方法 年賦償還 年賦金金 ~~250,000~~ 円也
- 一 年賦金の支払時期 毎年一月五日
- 一 据置期限 昭和九年一月五日